様式第16(第2条第7項関係)

第1表

電気通信役務通信量等状況報告
収入、通信回数、通信量

年4月 1日から
年3月31日まで

事業者名

発信	着信	収入	通信回数 (1)	通信量 (2)	平均通信量 (2)÷(1)
合計					

注1　加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話(電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。)、携帯電話及びPHSについては、国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

2　IP電話については、国内電気通信役務であるものについて記載すること。

3　「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス(インターフェースの種別及び通信モードの種類で区別すること)、中継電話、IP電話、公衆電話、携帯電話及びPHSの別(契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別)を記載すること。なお、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計した値を記載すること。

4　「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。

5　加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。

6　IP電話については、「収入」の欄は記載しないこと。

7　通信量については、時間によつて記載すること。

8　「収入」、「通信回数」及び「通信量」の各欄は、千を単位として記載すること。この場合において、収入、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載すること。

9　「平均通信量」の欄には、小数点以下第1位未満の端数を四捨五入して得た数値を記載すること。

10　報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

11　報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

12　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2表

電気通信役務通信量等状況報告
通信量区分別通信回数

年4月 1日から
年3月31日まで

事業者名

発信	通信量区分 / 着信										合計

注1　国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

2　「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス(インターフェースの種別及び通信モードの種類で区別すること)、中継電話、公衆電話(電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。)、携帯電話及びPHSの別(契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別)を記載すること。なお、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数を区別できない場合は合計した値を記載すること。

3　「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。

4　他の電気通信事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、自らの電気通信設備のみを用いて供する通信と別葉とすること。

5　加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。

6　通信量の区分は、最初3分まで10秒ごと、3分から6分まで30秒ごと、6分から10分まで1分ごと、10分を超える場合は10分超過分の累計とすること。

7　通信回数は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載すること。

8　報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

9　報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

10　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第3表

電気通信役務通信量等状況報告
時間帯別通信回数、通信量

年4月 1日から
年3月31日まで

通信回数・通信量の別

事業者名

発信	時間帯 / 着信	0～1時	1～2時	2～3時	3～4時	4～5時	5～6時	6～7時	7～8時	8～9時	9～10時	10～11時	11～12時	12～13時	13～14時	14～15時	15～16時	16～17時	17～18時	18～19時	19～20時	20～21時	21～22時	22～23時	23～24時	合計
合計																										

注1　国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

2　「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス(インターフェースの種別及び通信モードの種類で区別すること)、中継電話、公衆電話(電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。)、携帯電話及びPHSの別(契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別)を記載すること。なお、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計した値を記載すること。

3　「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。

4　通信回数及び通信量のそれぞれについて別葉に記載すること。

5　加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。

6　通信量については、時間によつて記載すること。

7　通信回数及び通信量は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載すること。

8　報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

9　報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

10　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第4表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県別通信回数、通信量

年4月 1日から
年3月31日まで

サービスの種類(細区分)

通信回数・通信量の別

事業者名

都道府県	発信
合　計	

注1　国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

2　加入電話、総合デジタル通信サービス(インターフェースの種別及び通信モードの種類で区別すること)、中継電話、公衆電話(電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務を除く。)、携帯電話及びPHSごと(契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと)に別葉とすること。なお、「発信」の欄は、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計した値を記載すること。

3　他の電気通信事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、当該通信を利用した者の所在する都道府県間の通信として記載すること。

4　通信回数及び通信量のそれぞれについて別葉に記載すること。

5　加入電話相互間の通話については、契約約款等において加入電話に事務用及び住宅用の区別がある場合には、発信に関しその区別ごとに記載し、加入電話に係る報告書に添付すること。

6　通信量については、時間によつて記載すること。

7　通信回数及び通信量は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第3位までの数値を記載すること。

8　報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

9　報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

10　「都道府県」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

11　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第5表

電気通信役務通信量等状況報告
通信回数、通信量等

年4月 1日から
年3月31日まで

サービスの種類　電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務

事業者名

提供開始年月	提供終了年月	通信回数 (1)	通信量 (2)	平均通信量 (2)÷(1)	災害名
合計					

注1　公衆電話(電気通信事業法施行規則第14条第2号の2に掲げる電気通信役務に限る。)について記載すること。

2　報告年度の最初の日において既に提供している注1に規定する電気通信役務については「提供開始年月」の欄に前報告年度以前の提供開始年月を記載し、報告年度末において提供を終了していない当該役務については「提供終了年月」の欄に「報告年度末現在提供中」と記載すること。

3　「通信回数」及び「通信量」の欄は、一を単位として記載すること。

4　「平均通信量」の欄には、小数点以下第1位未満の端数を四捨五入して得た数値を記載すること。

5　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。